

春日部市農業委員候補者選考委員会規程

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき春日部市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）を任命するに当たり、同法第9条第1項の規定により農業委員となるべき者（以下「候補者」という。）の推薦を受けた者及び農業委員になろうとする者の募集に応募した者のうちから、候補者の選考を行うため、春日部市農業委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 候補者の選考に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、農業委員会事務局長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、市長が特に必要と認めた者があるときは、その者を委員とすることができる。

- (1) 総合政策部長
- (2) 財務部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 環境経済部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、候補者の選考を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。